

高槻市告示第 60 号

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成 18 年 2 月 9 日

高槻市長 奥本 務

1 指定する区域

別図のとおり（高槻市白梅町 61 番 1、1070 番 3 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

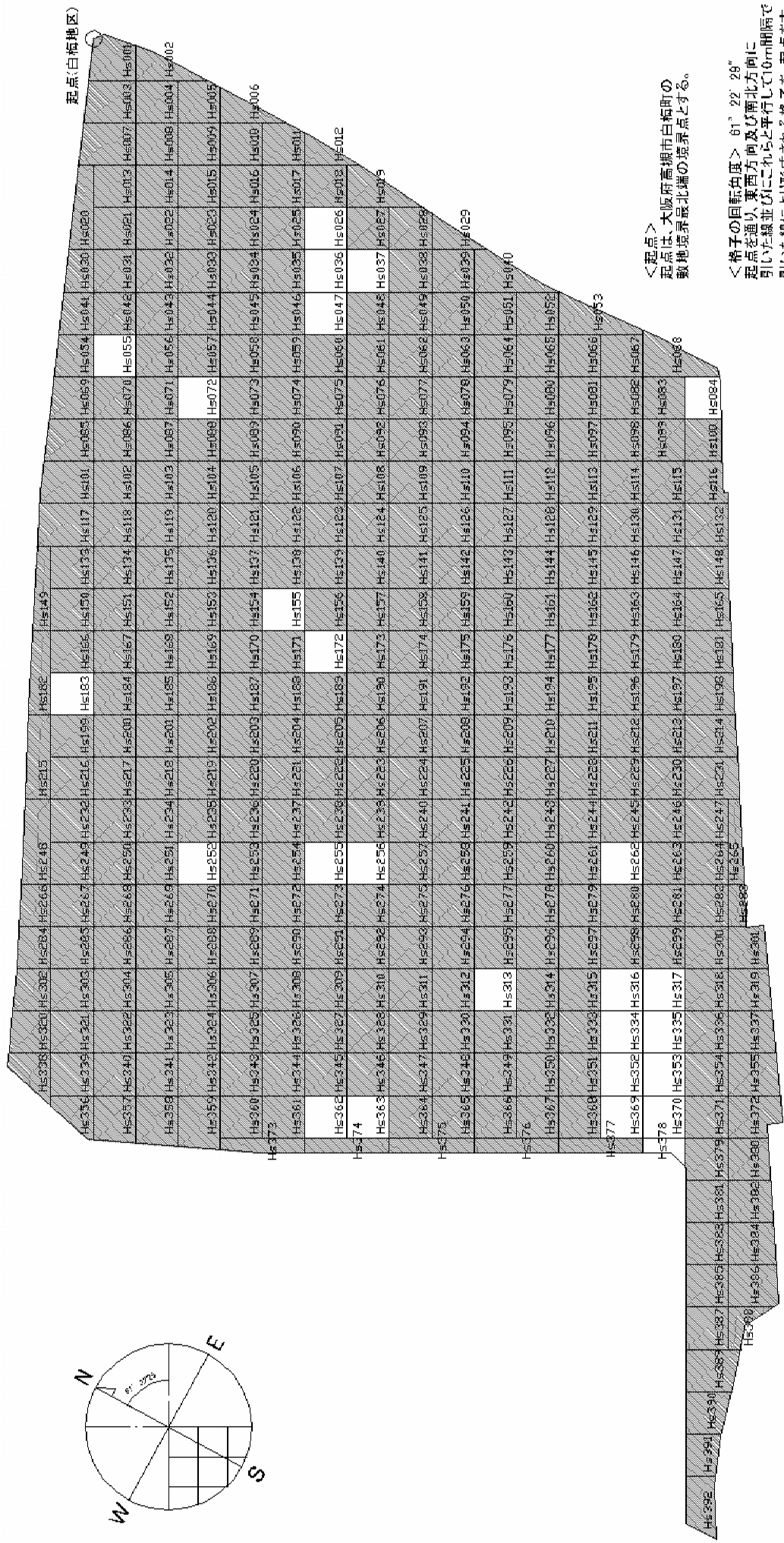
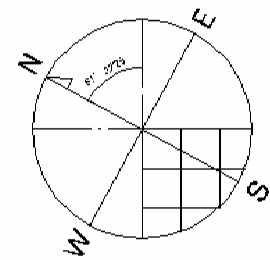
カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

調査結果凡例

指定区域



<起点>
 起点は、大阪府高槻市白栢町の
 数地境界線北端の境界点とする。

<格子の回転角度> 61° 22' 29"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に
 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた網により形成される格子を、起点を支
 点として回転させた角度を示す。

指定区域一覽図(総括)